

第47回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ・ 事業報告
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「業務の適正を確保するための体制」
 - 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - 「会計監査人の状況」
- ・ 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」、 「連結注記表」
- ・ 計算書類
 - 「貸借対照表」、 「損益計算書」、 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- ・ 監査報告書

第47期

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

オプテックスグループ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2025年12月31日現在)

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 2 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2017年1月16日	2017年3月25日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 1名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名
新 株 予 約 権 の 数	18個	35個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 3,600株 (新株予約権1個につき200株) (注) 2	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 2
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円) (注) 2	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円) (注) 2
新株予約権の行使期間	2017年2月1日から 2047年1月31日まで	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1

(2025年12月31日現在)

名 称	第 3 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 4 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2018年4月2日	2019年3月28日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名
新 株 予 約 権 の 数	50個	79個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2018年4月18日から 2048年4月17日まで	2019年4月16日から 2049年4月15日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1

(2025年12月31日現在)

名 称	第 5 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 6 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2020年3月26日	2021年3月26日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名
新 株 予 約 権 の 数	148個	91個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 14,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2020年4月15日から 2050年4月14日まで	2021年4月15日から 2051年4月14日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1

(2025年12月31日現在)

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 8 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2022年3月25日	2023年4月4日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名
新 株 予 約 権 の 数	76個	74個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 7,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2022年4月23日から 2052年4月22日まで	2023年4月26日から 2053年4月25日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1

(2025年12月31日現在)

名 称	第 9 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)	第 1 0 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2024年4月8日	2025年4月8日
保 有 人 数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 3名
新 株 予 約 権 の 数	99個	110個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 9,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 11,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2024年4月26日から 2054年4月25日まで	2025年4月26日から 2055年4月25日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1

(注) 1. 上記の新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
 - (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
2. 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額については、調整された株式分割後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	第 1 0 回 新 株 予 約 権 (株 式 報 酬 型)
発 行 決 議 の 日	2025年4月8日
交 付 人 数	子会社取締役22名
新 株 予 約 権 の 数	409個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 40,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2025年4月26日から 2055年4月25日まで
新株予約権の行使条件	(注)

(注) 上記の新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
- (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - ② 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - ③ 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、「オプテックスグループ行動規範」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
 - ④ 当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査チームを設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。
 - ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。当社は、主要子会社におけるリスク管理状況のモニタリングを行うものとする。
 - ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、当社取締役及び使用人が主要子会社の取締役及び監査役を兼務する体制のもと、効率的な業務執行を行うものとする。
 - ② 当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「持株会社グループガバナンス規程」により権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うこととする。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として「オプテックスグループ行動規範」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。
 - ② 当社の取締役及び使用人が主要子会社の取締役及び監査役を兼務することで、主要子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。

- (6) 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して報告を求めることができるものとする。
 - ② 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。
- (8) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
 - ② 当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。
 - ③ 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。
 - ④ 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社グループは、各社使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修等を通じての周知徹底に努めております。また、法令及び社内規程等への遵守状況について、各取締役より取締役会に対し適切に報告がなされ、適正に対応しております。

グループコンプライアンス推進委員会においては、コンプライアンス情報の共有の他、毎年課題を設定し、当事業年度は、ITセキュリティの実効性の向上及びインシデント対応状況の共有体制を構築する目的でITセキュリティ分科会及びグループ全体で気候変動対策を検討、実施する目的でグループ気候変動対応分科会並びに外国為替法等の法令遵守を目的としてグループ安全保障輸出管理委員会の活動を継続しました。

② リスク管理体制

当社グループ企業は各社におけるリスク内容を「リスクマップ」にまとめ、適切に管理するとともに、その管理状況をグループコンプライアンス推進委員会に報告し、グループコンプライアンス推進委員会は各グループ企業のリスク管理状況を確認し、当社取締役会に報告しております。

③ 監査等委員会の職務執行に関する体制

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と社外取締役2名による合計3名で構成されており、監査等委員会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役の業務執行を監視しております。

また、当社の内部監査部門と連携を図ること並びにグループ監査役会を開催すること等により監査効率の向上に努めております。更に、監査等委員会は、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

④ 内部監査

当社の内部監査部門である内部監査チームは、内部監査計画に基づき当社並びに当社グループ各事業会社の内部監査を実施しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OPTEX INCORPORATED、OPTEX SECURITY B.V.及びOPTEX (DONGGUAN)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,798	7,564	38,652	△ 3,443	45,571
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 1,602		△ 1,602
親会社株主に帰属する当期純利益			6,595		6,595
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 1		10	8
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△ 1		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	4,990	10	5,000
当 期 末 残 高	2,798	7,564	43,643	△ 3,433	50,572

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	81	△ 5	4,077	△ 14	4,138	351	21	50,084
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△ 1,602
親会社株主に帰属する当期純利益								6,595
自己株式の取得								△ 0
自己株式の処分								8
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38	16	941	△ 0	996	64	2	1,064
当期変動額合計	38	16	941	△ 0	996	64	2	6,065
当 期 末 残 高	119	11	5,019	△ 14	5,135	416	24	56,149

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 43社

・主要な連結子会社の名称

オプテックス株式会社、オプテックス・エフイー株式会社、シーシーエス株式会社、オプテックス・エムエフジー株式会社、サンリツオートメーション株式会社、ミツテック株式会社、OPTEX INCORPORATED、OPTEX SECURITY B.V.、OPTEX(DONGGUAN)CO.,LTD.

当連結会計年度において、連結子会社（孫会社）であるRAYTEC LIMITEDが全株式を取得したATEXOR OY及びその子会社を連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度まで連結子会社であったCCS Europe Holding B.V.は、清算が終了したため連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

・持分法を適用した関連会社の数 1社

・主要な会社等の名称 ジックオプテックス株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

・主要な会社等の名称

(非連結子会社)

該当事項はありません。

(関連会社)

株式会社イー・ルミネックス、UWAVE SAS、三津科技（大連）有限公司

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法

棚卸資産

 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

デリバティブ

 時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法によっております。

無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として連結会社間の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、各種センサー、画像検査用LED照明等の製造及び販売を主な事業として取り組んでおり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。これら商品及び製品の販売は、国内については、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。国外販売については、貿易条件を履行義務とし、これを充足した時点で認識しております。

また、据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供については、製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での調整作業を単一の履行義務として識別し、製品の据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約において約束された対価の金額から、リベート及び売上割引を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、当社及び一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。また、金額が僅少な場合は、当該勘定が生じた年度の損益としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,316百万円
繰延税金負債	596百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得及びタックス・プランニング等により、回収可能性があるかと判断した範囲において繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,467百万円

(2) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日	1999年12月31日
当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額	713百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	730百万円

なお、当該事業用土地の2025年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を295百万円下回っております。

(3) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形	1,600百万円
売掛金	12,294百万円

(4) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債については、流動負債の「その他」に含まれております。顧客との契約から生じた契約負債の残高は、「8.収益認識に関する注記(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	37,735,784株	一株	一株	37,735,784株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	2,121,455株	70株	6,330株	2,115,195株

- (注) 1. 自己株式の数の増加70株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
 2. 自己株式の数の減少6,330株は、譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少6,300株及び単元未満株式の買増請求による減少30株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 第46回定時株主総会	普通株式	712	20	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	890	25	2025年6月30日	2025年9月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 開催予定の第47回定時株主総会	普通株式	1,104	利益剰余金	31	2025年12月31日	2026年3月30日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株式の種類及び数
 普通株式 303,500株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資は主として安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、営業債権の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規定に従い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部は先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式並びに債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。債券は取締役会の承認を受けた社内方針に従い、一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新する方法により管理しております。

借入金は、主に運転資金、設備投資資金及び企業買収資金であります。

デリバティブ取引は、取締役会の承認を受けた社内方針に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	645	645	-
資産計	645	645	-
長期借入金（※2）	2,654	2,653	△ 1
負債計	2,654	2,653	△ 1
デリバティブ取引（※3）	△ 11	△ 11	-

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めた残高合計を記載しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※4) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	563
関係会社株式	357

(※5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	172	—	—	172
社債	—	100	—	100
その他	35	337	—	373
資産計	207	437	—	645
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△11	—	△11
デリバティブ取引計	—	△11	—	△11

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,653	—	2,653
負債計	—	2,653	—	2,653

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、上場投資信託、社債及びその他の債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している非上場投資信託、社債及びその他の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の債券の一部については重要な観察できないインプットを用いて価格を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	合計
	SS事業	IA事業	EMS事業	計			
防犯関連	19,924	—	—	19,924	—	—	19,924
自動ドア関連	7,182	—	—	7,182	—	—	7,182
社会・環境関連	3,937	—	—	3,937	—	—	3,937
F A関連	—	9,001	—	9,001	—	—	9,001
検査用照明関連	—	14,774	—	14,774	—	—	14,774
産業用P C関連	—	4,689	—	4,689	—	—	4,689
自動化装置関連	—	5,269	—	5,269	—	—	5,269
その他	—	—	996	996	103	—	1,099
顧客との契約から生じる収益	31,044	33,734	996	65,775	103	—	65,878
外部顧客への売上高	31,044	33,734	996	65,775	103	—	65,878
セグメント間の内部売上高又は振替高	28	774	5,312	6,114	27	△ 6,142	—
計	31,072	34,509	6,308	71,890	130	△ 6,142	65,878

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、環境体験学習運営等の事業を含んでおります。

2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. 当連結会計年度より、事業内容をより適正に表示するため、報告セグメントの「IA事業」内で使用していた収益の分解情報の名称のうち「M V L 関連」を「検査用照明関連」に、「I P C 関連」を「産業用P C関連」に、「M E C T 関連」を「自動化装置関連」にそれぞれ変更しております。

4. 2025年1月1日付で、当社連結子会社である株式会社スリーエースの株式の全部を、当社連結子会社であるオプテックス株式会社に譲渡したことに伴い、従来「その他」に区分していた同社事業を当連結会計年度より「SS事業」に含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,884
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	13,894
契約負債（期首残高）	1,599
契約負債（期末残高）	1,809

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、492百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,083
1年超3年以内	1,191
合計	2,275

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記につきましては、重要性が乏しいため開示を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,563円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	185円16銭

計算書類

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,759	流 動 負 債	8,648
現金及び預金	968	短期借入金	3,800
前払費用	7	1年内返済予定の長期借入金	833
1年内回収予定の長期貸付金	589	未払金	109
未収入金	130	未払法人税等	24
その他	64	未払費用	15
固 定 資 産	30,232	預り金	3,807
有 形 固 定 資 産	2,150	賞与引当金	11
建物	959	その他	45
構築物	24	固 定 負 債	1,877
工具、器具及び備品	48	長期借入金	1,800
土地	1,117	土地再評価に係る繰延税金負債	5
無 形 固 定 資 産	276	退職給付引当金	56
電話加入権	5	その他	14
ソフトウェア	271	負 債 合 計	10,525
投 資 其 他 の 資 産	27,805	純 資 産 の 部	
投資有価証券	631	株 主 資 本	20,952
関係会社株式	24,813	資 本 金	2,798
長期貸付金	1,825	資 本 剰 余 金	13,897
破産債権等	31	資 本 準 備 金	13,897
繰延税金資産	440	利 益 剰 余 金	7,690
その他	95	利 益 準 備 金	370
貸倒引当金	△31	その他利益剰余金	7,320
資 産 合 計	31,992	別 途 積 立 金	5,200
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,120
		自 己 株 式	△3,433
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	98
		その他有価証券評価差額金	86
		土 地 再 評 価 差 額 金	11
		新 株 予 約 権	416
		純 資 産 合 計	21,466
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	31,992

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,066
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,263
営 業 利 益		1,803
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	11	
受 取 賃 貸 料	18	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	0	
そ の 他	6	69
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82	
為 替 差 損	3	
賃 貸 費 用	8	93
経 常 利 益		1,779
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	40	40
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,819
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21	
法 人 税 等 調 整 額	6	28
当 期 純 利 益		1,791

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,798	13,897	-	13,897	370	5,200	1,934	7,504
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,602	△1,602
当 期 純 利 益							1,791	1,791
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			△1	△1				
利 益 剰 余 金 から 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			1	1			△1	△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	186	186
当 期 末 残 高	2,798	13,897	-	13,897	370	5,200	2,120	7,690

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3,443	20,755	62	△5	57	351	21,164
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△1,602					△1,602
当 期 純 利 益		1,791					1,791
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分	10	8					8
利 益 剰 余 金 から 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		-					-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			24	16	41	64	105
当 期 変 動 額 合 計	10	196	24	16	41	64	302
当 期 末 残 高	△3,433	20,952	86	11	98	416	21,466

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金並びに不動産賃貸収入となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際にされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。不動産賃貸収入については、利用に応じた履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 440百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,470百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 782百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 1,856百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 3,804百万円 |

(3) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日	1999年12月31日
当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額	713百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	730百万円

なお、当該事業用土地の2025年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を295百万円下回っております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 営業収益 | 3,066百万円 |
| ② その他の営業取引高 | 29百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 51百万円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	2,121,455株	70株	6,330株	2,115,195株

- (注) 1. 自己株式の数の増加70株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の数の減少6,330株は、譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少6,300株及び単元未満株式の買増請求による減少30株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	1,371百万円
退職給付引当金	17百万円
投資有価証券	21百万円
新株予約権	15百万円
税務上の繰越欠損金	133百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	1,582百万円
評価性引当額	△ 1,102百万円
繰延税金資産合計	480百万円
繰延税金負債	
有価証券	△ 39百万円
繰延税金負債合計	△ 39百万円
繰延税金資産の純額	440百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因別の内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.79%
評価性引当額の増減	△0.02%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.89%
住民税等均等割	0.07%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.55%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	オプテックス株式会社	100.0	兼任1名	経営指導等	経営指導料	320	未収入金	29
					システム利用料	290		19
					賃貸収入	106		9
					資金の預り	500	預り金	2,500
子会社	オプテックス・エフエー株式会社	100.0	兼任3名	経営指導等	経営指導料	87	未収入金	8
子会社	シーシーエス株式会社	100.0	兼任1名	経営指導等	経営指導料	185	未収入金	34
					資金の貸付	1,500	長期貸付金	1,812
					貸付金の回収	512	-	-
子会社	サンリツオートメイション株式会社	100.0	-	経営指導等	貸付金の回収	223	長期貸付金	602
子会社	ミツテック株式会社	100.0	-	経営指導等	資金の預り	1,000	預り金	1,000

- (注) 1. 経営指導料については、持株会社である当社の運営費用を勘案し決定しております。
 2. システム利用料については、子会社が使用している当社の保有の有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費と、それに付随する費用を利用料として請求しております。
 3. 賃貸収入については市場価格等を勘案し、一般の取引条件と同様の基準により算定しております。
 4. 資金の預りについては、当社が当社グループとの間で契約を締結しているグループキャッシュマネジメント制度に係るものであり、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 6. シーシーエス株式会社及びサンリツオートメイション株式会社に対する長期貸付金には、1年内回収予定分が含まれております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 590円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円29銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

オプテックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 朋之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 直文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オプテックスグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オプテックスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

オプテックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	朋之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧	直文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オプテックスグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証をするとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

オプテックグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 奥 野 雅 也 ㊟

監 査 等 委 員 木 田 稔 ㊟

監 査 等 委 員 飯 島 敬 子 ㊟

(注) 監査等委員 木田 稔、飯島敬子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。